

『公的個人認証サービス』が始まりました!

行政機関への申請や届出を行う場合、窓口業務が行われている時間帯に窓口まで出向いて手続きを行う必要があります。

現在、国や地方公共団体では、これまでの窓口での手続きに加え、インターネットを使って24時間365日、いつでもどこからでも申請や届出ができる仕組みにするため、「公的個人認証サービス」を始めました。

これは、電子的なやり取りでは、なりすまみや改ざんといったさまざまな問題が発生する可能性があるため、申請書が間違いなく申請者本人から送られてきたものであること、通信途中で改ざんがなされていないことを、申請などを受理する行政機関が確認するため必要な手段として始めたものです。

公的個人認証サービスって?

公的個人認証サービスとは、都道府県知事が希望者に対して電子証明書(印鑑登録証明書に相当)を発行することにより、電子申請などの際に確かに本人であることを確認する手段である電子署名(押印に相当)を、全国どこに住んでいる人にも安く利用していただけるようにするものです。



サービスを利用するためには?

電子証明書の発行を希望する人は、住民基本台帳カードと運転免許証などの写真付きの本人確認書類(写真付の住民基本台帳カード持参の場合は必要なし)を持参し、市民課窓口にて申請手続きをしてください。

■ 電子証明書の発行手数料: 1件当たり500円

(平成16年3月31日までは無料)の予定

■ 電子証明書の有効期間: 3年間

2月16日より、恩給関連申請の一部が公的個人認証サービスを利用してインターネット申請できるようになりました。今後、利用できる行政手続きが決まり次第、順次お知らせします。

■ 問い合わせ先 市民課 (☎ 20-3209)

市立病院提供

医療通信

Vol. 12

耳鼻咽喉科 医長

ながい ようすけ 永井 陽介



か 花粉 しょう 花 粉 症

花粉症とは、花粉に対するアレルギーのことで、特にスギ花粉症が有名です。花粉症の4大症状として、「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」が挙げられます。

スギ花粉は、例年2月中旬から下旬頃にかけて飛び始め、5月初めくらいまで続きます。今年は2月半ば頃と予測されています。

花粉症対策の最大のポイントは、花粉を避けることです。①天気予報などでの花粉情報を得ること②家に花粉を入れないようにすること(窓をできるだけ開けない、布団を外に干さないなど)③外出時には花粉防御のマス



クや眼鏡を着用すること④帰宅したとき、衣類に着いた花粉を払い落とし、洗顔・うがいを行うこと、などです。

また、例年スギ花粉症に悩んでいる人は、花粉が飛散し始める1~2週間前の2月初旬からのアレルギー治療薬の内服をお勧めします。早めに薬を飲み始めておくことで、症状が現れてから飲み始めるよりも随分と症状の程度に差が出ます。

当科では、花粉症などのアレルギー性鼻炎に対しての外科的治療として鼻粘膜レーザー治療を行っています。治療は15分程度で終わり、日帰り手術であるのが特徴です。症状の重い人には、効果的な治療法です。

いよいよ花粉症本番の時期となりますが、万全の予防策を取り、辛いこの時期を乗り切りましょう。

※このコーナーに関してご質問がありましたら、鳥取市立病院統括課へお寄せください。

■ 問い合わせ先 鳥取市立病院統括課 (☎ 37-1522)